

岐阜県公報

目次

告示

- 道路の供用開始 (道路維持課) 三九九
- 土砂災害警戒区域の指定解除 (砂防課) 三九九
- 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (同) 四〇〇
- (同) 四〇〇

公示

- 落札者等に関する公示 (情報企画課) 四〇〇
 - 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 四〇一
 - 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 四〇一
 - 基本測量の実施 (用地課) 四〇二
 - 公共測量の終了 (同) 四〇三
 - 落札者等に関する公示 (道路維持課) 四〇三
 - 土地改良区役員の退任及び就任 (下呂農林事務所) 四〇四
 - 土地改良区の定款の変更認可 (同) 四〇四
- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表中訂正 (法務・情報公開課) 四〇五

正誤

(法務・情報公開課) 四〇五

告示

岐阜県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

第二千四百五十三号
平成二十五年六月十四日

(金曜日)

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示年月 日) ほか
県道	北野正線	本県市下真桑字寺田一〇八番 四地先から 四地先まで	一六・〇	平成 二五・六・一四	平成 二四・〇・九

岐阜県告示第三百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第六項において

準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小四郎	下呂市萩原町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小四郎	下呂市萩原町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年

岐阜県告示第百二十七号）のうち、次の区域の指定を一部解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小四郎	下呂市萩原町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 システム共通基礎の構築、機器の賃貸借及び維持管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年3月15日
- 4 落札者を決定した日 平成25年5月1日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号

株式会社エヌ・シー・シー・シー
代表取締役 竹内 俊一

6 養礼金額 187,950,000円

7 契約に関する事務を担当する団体の名称及び所在地

- (1) 団体の名称 岐阜瑞浪市稲津町小里六九七番地の1
- (2) 所在地 岐阜市瑞浪2丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年五月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はだし工房共同作業所
- 三 代表者の氏名 古谷 春子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市笠原町一六四七番地の七八八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に生活する重度の障害を持つ人に対して、軽作業や文化活動を通して日中の生活への支援と充実に関する事業を行い、障害者福祉に対する理解と進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人稲津スポーツ・文化クラブ

三 代表者の氏名 大島 忠和

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市稲津町小里六九七番地の1

五 定款に記載された目的 この法人は、稲津町及びその周辺地域の人々が、世代を超えた交流の場として、気軽に・楽しくスポーツや文化活動に、参加することができる環境づくりに関する事業を行うことにより、未来を担う子どもたちの健康と優しさや創造性を育み、地域住民の「健康づくり・仲間づくり・生きがいづくり」を通して、ゆとりと活力ある稲津町の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年五月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人居宅支援きざし
- 三 代表者の氏名 久郷 陽子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼宝積寺町五丁目二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、各務原市またはその近郊の在宅障害者及びその関係者のネットワークづくりを推進し、在宅障害者の自立支援の増進に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年六月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業
流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱地所・サイモン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘一丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) チェルシージャパン株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

(変更後) 三菱地所・サイモン株式会社 東京都千代田区大手町一丁目九番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三峰 代表取締役社長 川村益充 外百三者

(変更後) 株式会社三峰 代表取締役社長 川村益充 外百一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年六月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業
流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱地所・サイモン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘一丁目二番地

四 変更しようとする事項

駐車場の位置

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 一、一七〇平方メートル

(変更後) 八七〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 九七立方メートル

(変更後) 五七、六立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五箇所

(変更後) 八箇所

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

三 作業期間

平成二十五年六月二十八日から

同 二十六年三月三十一日まで

四 作業地域

県内全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工務事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工務事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年二月二十八日から

同 二十五年五月二十二日まで

四 作業地域

養老郡養老町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 除雪ドーザ 131級 2台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年4月19日

4 落札者を決定した日 平成25年5月31日

5 落札者の住所及び氏名 省務原市省務西町四丁目303番地の7

コマツ建機販売株式会社中部カンパニー岐阜支店

岐阜支店長 久保田 正弘

6 落札金額 26,670,000円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部門の名称 岐阜県国土整備部道路維持課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 ローター除雪車 2.2m級 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成25年 4月19日
- 4 落札者を決定した日 平成25年 5月31日
- 5 落札者の住所及び氏名 羽島郡岐南町野中 1丁目 8番地
篠田株式会社

代表取締役 篠田 篤彦

- 6 落札金額 29,274,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

- (1) 部門の名称 岐阜県国土整備部道路維持課
- (2) 所 在 地 岐阜市鞍田南二丁目1番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住 所
小坂第二	平	理	江	江原 眞一	下呂市小坂町湯屋 四四五番地二
土	三	事	和	和仁 礼二	大洞 二二七三番地一
地	三	三	吉	吉仲 八百彦	大洞 六九五番地
改	三	同	橋	橋 修平	大洞 一八七九番地二
良	三	同	今	今井 善和	大洞 九五三番地一
区	三	同	今	今井 保和	大洞 八〇八番地二
		同	奥	奥田 治和	湯屋 六二六番地
		同	中	中谷 重幸	落合 一八〇番地
		同	二	二村 永一	落合 一三四番地

就任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住 所
小坂第二	平	理	江	江原 眞一	下呂市小坂町湯屋 四四五番地二
土	四	同	和	和仁 礼二	大洞 二二七三番地一
地	一	同	吉	吉仲 八百彦	大洞 六九五番地
改	一	同	今	今井 忠正	大洞 八〇八番地三
良	一	同	上	上野 光男	大洞 八八六番地
区		同	吉	吉野 美代子	大洞 一八一五番地
		同	奥	奥田 栄恵	湯屋 七四三番地
		同	岩	岩佐 利二	落合 二二〇一番地
		同	片	片岡 清毅	落合 一七八番地
		同	監	和仁 隆雄	大洞 二一九一番地
		同	橋	橋勝 政	大洞 一七四五番地
		同	片	片岡 隆陸	落合 二〇二四番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
小坂第一土地改良区	平成二五・五・三一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
萩原小坂連合土地改良区	平成二五・五・三一

正 誤

（校正誤り）

平成二十五年五月三十一日第二千四百四十九号 設立届が提出された政治団体の名称等の公表（岐阜県選挙管理委員会告示第三十六号）三七〇頁の表中

中 野 謙 子

は、中 野 謙 子 の 誤 じ。

中 野 謙 子

平成二十五年六月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社